

## 調理師業務従事届 施設の区分

- 1 寄宿舍  
学校の寄宿舍や社員寮、学生寮、少年自然の家など
- 2 学校  
幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、学校給食センターなど
- 3 病院  
病院、診療所など、入院患者に給食を提供している施設  
(ただし、病院の外来食堂などは飲食店営業に該当)
- 4 事業所  
事業所給食を提供する施設 (会社、工場、事業場等の食堂等)
- 5 社会福祉施設  
特別養護老人ホームなどの老人ホーム、保育所などの児童福祉施設、障害児者の入所・通所施設など  
※ 社会福祉法、老人福祉法、児童福祉法、各障害者福祉法により規定された施設
- 6 介護老人保健施設  
介護老人保健施設、介護保険法によるデイサービスなど  
※ 介護保険関係法令により規定された施設 (特別養護老人ホームを除く。)
- 7 矯正施設  
刑務所、少年院など
- 8 飲食店営業  
一般食堂、料理店、寿司屋、蕎麦屋、旅館、ホテル、仕出屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業
- 9 魚介類販売業  
店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業
- 10 そうざい製造業  
通常副食物として供される煮物 (つくだ煮を含む)、焼き物 (炒め物を含む)、揚げ物、蒸し物、酢の物、和え物を製造する施設
- 11 その他  
上記1～10以外